

平成27年6月10日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号

株式会社 中 山 製 鋼 所

代表取締役社長 森 田 俊 一

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいます。平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | (1) 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

(お知らせ)

- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第121期報告書」に記載のとおりであります。ただし、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しておりますので、「第121期報告書」には記載しておりません。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

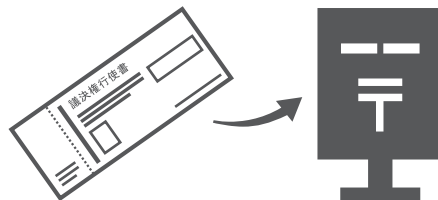
当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知および添付資料「第121期報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条の新設および現行定款第37条の一部を変更するものであります。あわせて、定款第30条の新設に伴い、以下の条数を繰り下げるものであります。なお、変更案定款第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第29条 （記載省略）	第20条～第29条 （現行どおり）
（新 設）	<u>（取締役の責任限定契約）</u> <u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、取締役（業務執行取締役</u> <u>等であるものを除く。）との間に、任</u> <u>務を怠ったことによる損害賠償責任を</u> <u>限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の</u> <u>限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 第30条～第36条 （記載省略） (社外監査役の責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償</u>責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第38条～第41条 （記載省略）	第 5 章 監査役および監査役会 第31条～第37条 （現行どおり） (監査役の責任限定契約) 第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第39条～第42条 （現行どおり）

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	もり た しゅん いち 森 田 俊 一 (昭和19年10月29日生)	昭和42年4月 東洋鋼鈹株式会社入社 平成8年6月 同社本社商品開発部長 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役機能材料部門管掌 平成18年4月 同社取締役専務執行役員生産本部長兼下松工場長 平成22年6月 同社顧問 平成24年3月 同社退職 平成25年3月 当社顧問 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	22,000株
2	はこ もり かず あき 箱 守 一 昭 (昭和28年2月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年9月 当社第二庄延部長 平成14年10月 当社生産技術部庄延総括部長 平成15年8月 当社生産技術部長 平成17年6月 当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当 平成21年4月 当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 平成22年6月 当社取締役庄延部門、品質管理、商品開発担当 平成23年2月 当社取締役営業本部長兼商品開発担当 平成24年11月 当社取締役営業、アモルファス担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長 平成26年6月 当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング、安全防災、環境管理部門 統括 現在に至る	59,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	なか むら さ ち お 中 村 佐知大 (昭和32年2月22日生)	昭和54年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年4月 同行谷町支店長 平成15年3月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）広報部長 平成16年10月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）東京法人営業第2部長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行営業第一本部営業第四部長 平成19年2月 同行公共法人部長 平成21年6月 三菱UFJスタッフサービス株式会社代表取締役副社長 平成23年7月 エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社顧問 平成25年6月 当社常務取締役管理部門統括 現在に至る	7,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、平成25年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を受け、事業再生計画に基づいて、現在再建中であります。平成25年6月18日開催の第119回定時株主総会において、当社の組織運営体制は、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を6名から法定最低人数である3名にスリム化するとともに、取締役3名のうち2名を外部招聘の新任取締役として選任し、経営体制の刷新を図りました。

現在当社は社外取締役を選任しておりませんが、今回の会社法改正の趣旨である企業価値向上のために、出身元が社外である取締役が取締役会の過半数を占め、十分に社外の視点を踏まえた経営が図られる体制を整えているとともに、経営再建中であるため、迅速な意思決定と可能な限りの経費節減が求められている当社において、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なか つかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 (昭和40年1月19日生)	平成6年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 現在に至る 平成17年8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務 (～平成18年7月) 平成18年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年6月 浅香工業株式会社社外監査役 現在に至る 平成27年4月 大阪弁護士会副会長就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 浅香工業株式会社社外監査役 貝塚市公平委員 公益社団法人総合紛争解決センター和解あつせん人・仲裁人候補者 大阪弁護士会副会長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中務正裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏が補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業法務等を専門とした弁護士としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したものであります。
また、当社は平成20年6月27日に同氏を当社独立委員会の委員に選任しております。
4. 同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール
電 話 (06) 6555-3111 (代表)

交通手段 ● J R大阪環状線 大正駅

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約20分)

●地下鉄長堀鶴見緑地線 大正駅2番出口

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約20分)

●阪神なんば線 ドーム前駅2番出口

市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車 (所要時間約25分)

